

第149回 岡山県都市計画審議会

日時：平成24年2月15日（水） 午後2時～

場所：三光荘2F アトリウム

付議案の概要

■第1号議案から第4号議案

真庭市の都市計画区域の再編（勝山、久世、落合都市計画区域を一つに統合し真庭都市計画区域に変更）に伴う、道路及び公園の名称の変更

【主な変更点】

- ① 勝山、久世及び落合都市計画道路 → 真庭都市計画道路（1.5路線）
- ② 落合都市計画公園 落合町総合公園 → 真庭都市計画公園 落合総合公園

■第5号議案および第6号議案

赤磐市及び津山市における長期未整備の都市計画道路の計画の見直しに伴う変更

【主な変更点】

- ① 廃止（必要性低下）・・・・・・・・・・ 4路線
- ② 現道合わせ（既存道路による機能代替）・・・・ 1路線
- ③ ①と②の組合せ・・・・・・・・・・ 2路線

■第7号議案

笠岡都市計画道路 笠岡国道2号線の変更

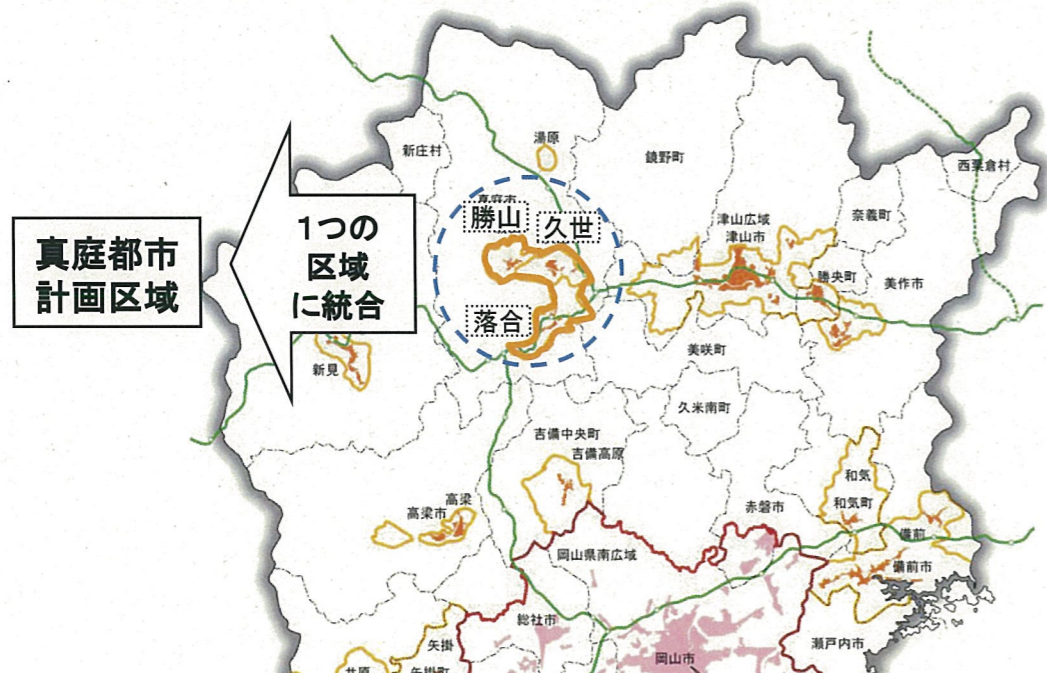
【主な変更点】

- ① 道路の種別の変更 幹線街路 → 自動車専用道路

真庭市における都市計画区域の統合について

【第148回都計審 審議案件】

真庭市には勝山、久世、落合、湯原の4つの区域が存在しているが、飛び地であり区域の性質も異なる湯原を除き、隣接している勝山、久世、落合の3つの区域を1つに統合



【第1号議案～第4号議案】

＜変更内容＞

勝山、久世、落合都市計画区域の統合に伴う都市計画区域の名称の変更に伴い、統合前の各都市計画区域における都市計画施設の名称を変更する。

＜現在の都市計画道路＞

勝山都市計画道路 ○・△・□ ××線

久世都市計画道路 ○・△・□ ××線

落合都市計画道路 ○・△・□ ××線

変更路線数： 勝山4路線、久世7路線、落合4路線 合計15路線

＜変更後の都市計画道路＞

真庭都市計画道路 ○・△・□ ××線

○：種別 △：幅員 □：一連番号

※□について、統合後の一連番号を付す

＜現在の都市計画公園＞

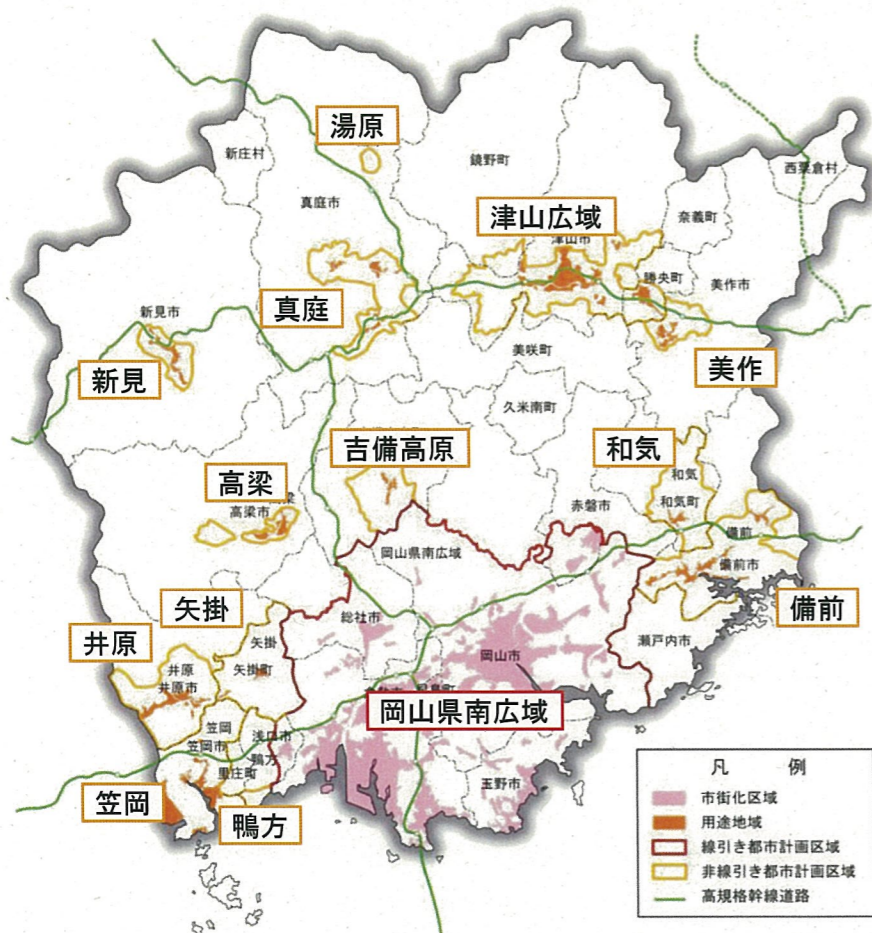
落合都市計画公園
5・5・1 落合町総合公園

＜変更後の都市計画公園＞

真庭都市計画公園
5・5・1 落合総合公園

道路や公園などの都市計画を定める場合、当該都市計画区域の名称を冠し、「○○都市計画」と称して、他の都市計画と区別する。都市計画区域の名称が変更された場合、「○○」も変更する必要がある。

岡山県の都市計画区域の現状



14市7町で計14区域を指定

線引き	非線引き
岡山県南広域	津山広域
・岡山市	・津山市
・倉敷市	・鏡野町
・玉野市	・美作市
・総社市	・勝央町
・赤磐市	・笠岡
・早島町	・井原
・浅口市(旧金光町)	・高梁
	・新見
	・備前
	・真庭
	・湯原
	・美作
	・和気
	・備前
	・浅口市(旧鴨方町)
	・里庄町
	・和気
	・矢掛
	・吉備高原

◆変更する都市計画道路

旧区域名	種別	旧番号	名称	幅員	最終変更年月	規模				決定権者
						3:幅員22m以上30m未満	4:幅員16m以上22m未満	5:幅員12m以上16m未満	6:幅員8m以上12m未満	
勝山	幹線街路	2・1・1	鼓山線	20m	S39.12					県
		2・3・1	鳴戸線	12m	〃					市
		2・3・2	中須線	12m	〃					市
		2・3・3	水の手線	12m	〃					市
		2・3・4	五反庄線	12m	〃					市
		1・小・1	水々ワ線	9m	〃					市
		1・小・2	川端線	9m	〃					市
久世	幹線街路	3・3・4	宮芝線	22m	S49.2					県
		3・4・1	富尾野白線	16m	〃					市
		3・4・3	上ヶ市台線	16m	〃					市
		3・5・2	中央線	12m	〃					市
		3・5・6	高瀬三坂線	12m	〃					市
		3・5・7	泉惣線	12m	〃					市
		3・5・8	泉中島線	12m	〃					市
		3・6・5	駅前線	10m	〃					市
落合	幹線街路	3・4・1	下方赤野線	16.5m	H8.12					市
		3・4・2	垂水上市瀬線	16m	S47.12					市
		3・5・3	栄町馬乗線	12m	H8.12					市
		3・5・4	西原金崎線	12m	S47.12					市
		3・4・5								市
		3・4・4								市

見直しの背景

都市計画道路の現状

- ・都市計画道路は、都市の骨格として良好な市街地を形成するための重要な基盤であり、人口の増加や経済の成長、これに伴う交通量の増大や市街地の拡大などを背景に計画決定され、整備が進められてきた。
- ・岡山県内でも、高度経済成長期の昭和30年代から昭和40年代にその多くが計画決定されており、現在、約1,100kmの計画に対し、約600kmが整備され、約500kmが未整備となっている。

見直しの必要性

- ・都市計画道路に加え、国道・県道等、幹線道路の整備が進み、道路ネットワークが充実してきた。
- ・都市計画決定後、長期間が経過した路線の中には、社会情勢の変化により、必要性が低下している路線もある。
- ・都市計画道路の区域内には将来の事業の円滑な施行を確保するために建築制限が課せられるなど、民間の建築活動にも影響を与えている。



国の取り組み

- ・H12 技術的助言である「都市計画運用指針」に見直しの考え方を記載
- ・H15 国の諮問機関である社会資本整備審議会が都市計画道路の見直しの必要性を国に答申
- ・H16 各自治体へ都市計画道路の見直し基準の作成を要請



県の取り組み

- ・H17.3 「岡山県都市計画道路見直しガイドライン」策定
- ・H18～ 岡山県南広域都市計画区域の6市1町などで見直し素案作成に先行着手し、他の市町も、順次、素案作成に着手
- ・H20～ 市町ごとに、見直し素案の公表及び地元説明会を開催
- ・H22 見直し素案が固まった7市町について、都市計画決定の変更手続きを実施

見直しの考え方

(1)見直し対象:長期未整備路線

(2)見直しの観点:路線特性を勘案しつつ必要性を検討

■上位計画との整合性

- ・都市計画区域マスタープランや市町村マスタープラン、市町村総合計画などにおける位置づけはどうか。

■交通機能

- ・既存道路によって円滑な交通処理ができるか。
- ・幹線道路のネットワークを形成する路線か。

■市街地形成機能

- ・都市的土地利用を誘導する必要があるか。
- ・既存道路によって良好な市街化が図られるか。

(3)見直しの方針

必要性の低下している
路線または区間



廃止

もしくは

機能が代替できる既存
道路へ都市計画道路
を合わせるよう変更

平成22・23年度の見直し概要

【平成22年度】

平成22年度における都市計画道路の見直しは、6市2町（岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、浅口市、早島町、里庄町）の64路線 約93kmについて実施した。

そのうち、約70kmにおいて建築制限が解消された。

【平成23年度】

赤磐市及び津山市において都市計画道路の必要性等を検証した結果、8路線 約10kmについて見直しを行い、約8kmについて建築制限を解消する。

岡山県南広域都市計画区域	県決定		市町決定		合計	
	路線数	変更延長(km)	路線数	変更延長(km)	路線数	変更延長(km)
赤磐市	1	0.4	1	2.6	2	3.0
津山広域都市計画区域	路線数	変更延長(km)	路線数	変更延長(km)	路線数	変更延長(km)
津山市	6	6.7	—	—	6	6.7
合計	7	7.1	1	2.6	8	9.7

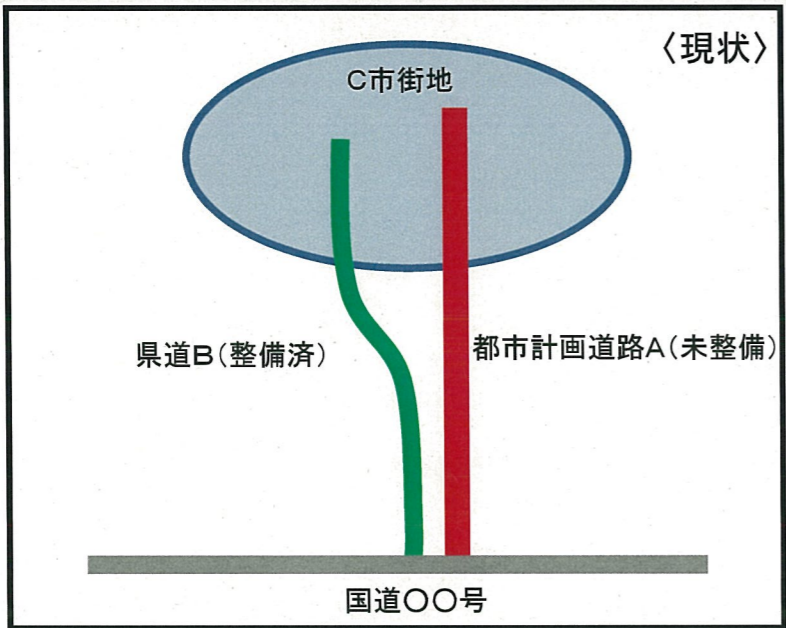
総計 8路線 9.7km

その他の市町の状況

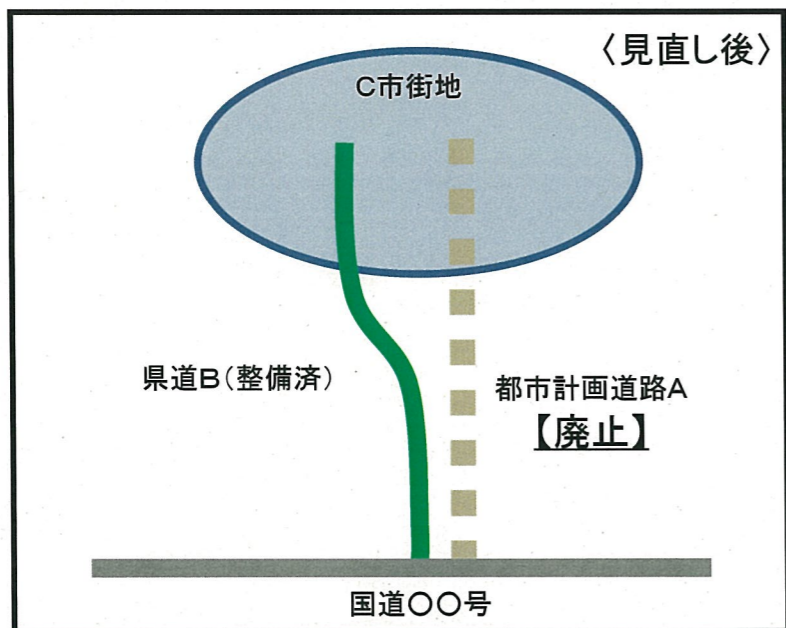
- ・平成24年度以降変更手続きを実施する市町
高梁市、新見市、真庭市、美作市
- ・全路線を存続する市町
井原市、総社市
- ・全路線が整備済の市町
鏡野町、勝央町、吉備中央町

見直しの方針 イメージ図

①: 必要性低下 (廃止)

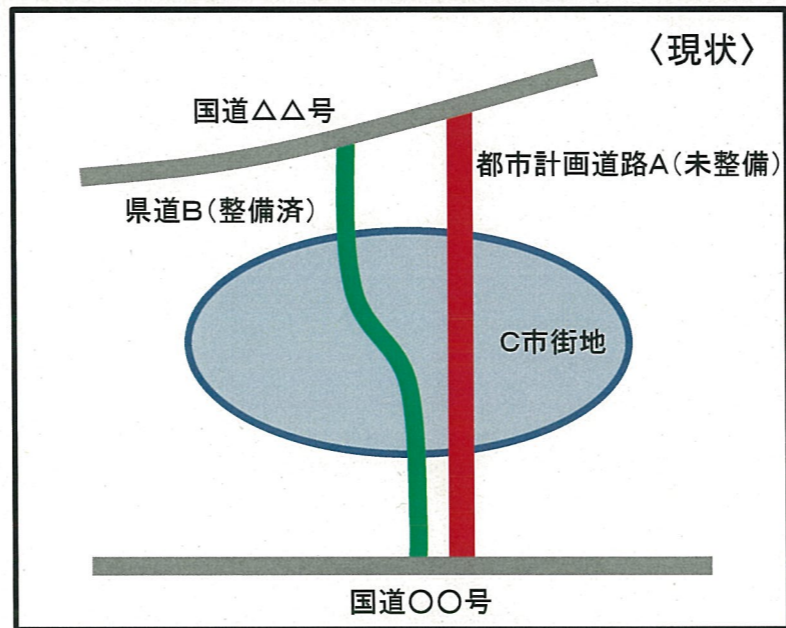


- ↓
- ・都市計画道路Aが長期未整備
 - ・県道B(整備済)により
 - ①交通処理が可能
 - ②市街地の土地利用も可能
 - (都市計画道路Aの必要性が低下)

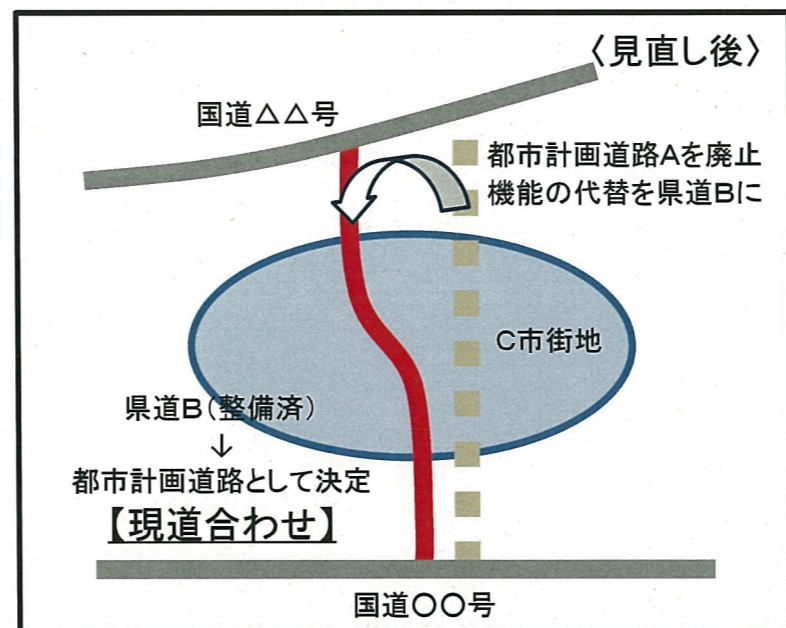


中央線(津山市)ほか3路線

②: 既存道路による機能代替 (現道合わせ)

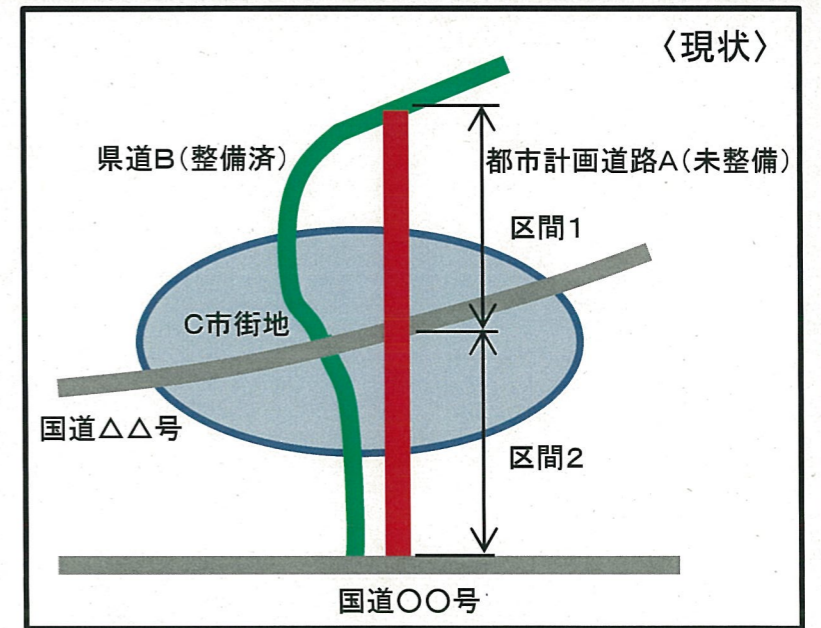


- ↓
- ・都市計画道路Aが長期未整備
 - ・県道B(整備済)により
 - ①交通処理が可能
 - ②市街地の土地利用も可能
 - ・C市街地を經由して国道〇〇号と
国道△△号を結ぶ幹線道路が
ネットワーク上必要

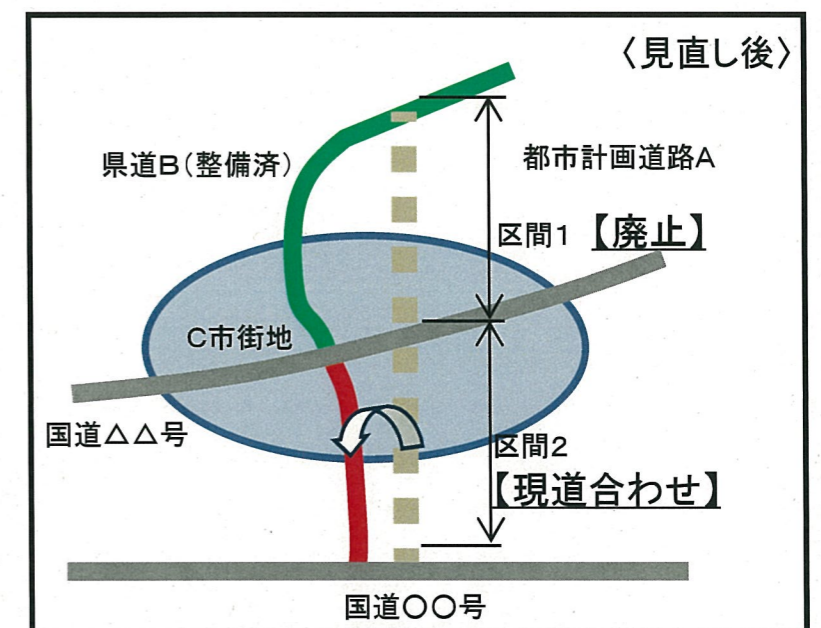


岩田下市線(赤磐市)

③: ①と②の組合せ



- ↓
- ・都市計画道路Aが長期未整備
 - ・県道B(整備済)により
 - ①交通処理が可能
 - ②市街地の土地利用も可能
 - ・区間1は必要性が低下
 - ・区間2は幹線道路がネットワーク上必要



皿一宮線・上河原小原線(津山市)

【第5号議案】 岡山県南広域都市計画道路の変更について

関係市町	現在の都市計画道路					変更後の都市計画道路					見直し内容
	路線番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	車線数	路線番号	新路線名	延長(m)	幅員(m)	車線数	
赤磐市	3・4・山401	いわたしもいちせん 岩田下市線	3,160	16.0		3・4・赤401	いわたしもいちせん 岩田下市線	3,160	16.0	2車	一部区間の現道合わせ(400m)

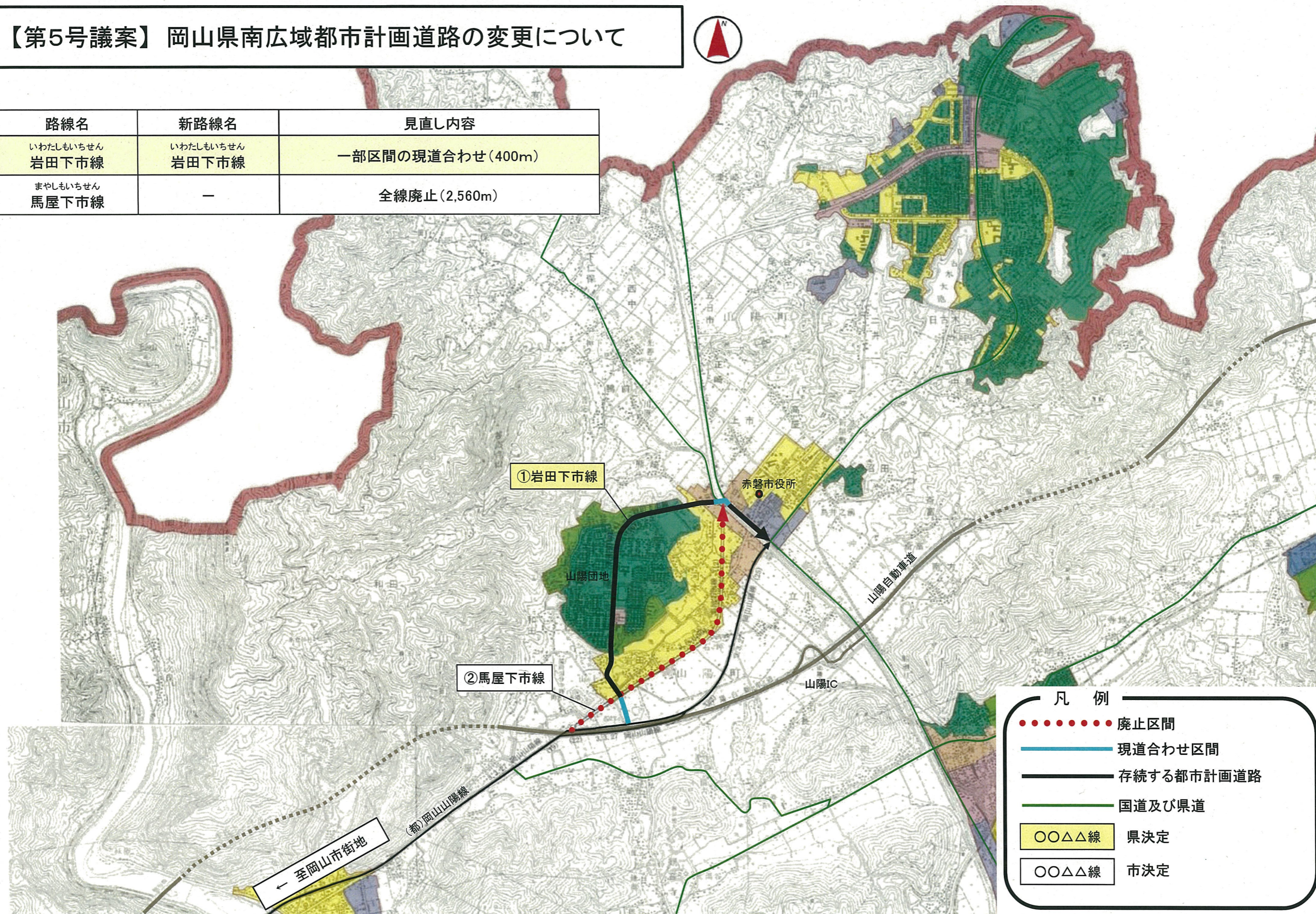
【第6号議案】 津山広域都市計画道路の変更について

関係市町	現在の都市計画道路					変更後の都市計画道路					見直し内容
	路線番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	車線数	路線番号	新路線名	延長(m)	幅員(m)	車線数	
津山市	3・3・津1	ちゅうおうせん 中央線	2,330	27.0		3・3・津1	ちゅうおうせん 中央線	280	22.0	4車	一部区間の廃止(2,050m)
津山市	3・3・津2	いのくちおだなかせん 井口小田中線	1,150	22.0		3・3・津2	いのくちてっぽうまちせん 井口鉄砲町線	670	27.0	2車	一部区間の廃止(480m)
津山市	3・4・津7	いんのしょうよこやません 院庄横山線	7,090	18.0		3・4・津7	ひらふくよこやません 平福横山線	3,790	18.0	2車	一部区間の廃止(2,000m)
						3・3・津17	いんのしょうじんごせん 院庄神戸線	1,300	22.0	4車	
津山市	3・5・津6	さらいちのみやせん 皿一宮線	8,300	15.0		3・5・津6	さらいちのみやせん 皿一宮線	7,510	15.0	2車	皿一宮線： 一部区間の廃止(1,230m) 上河原小原線： 全線廃止(440m) ↓ 再編し、皿一宮線として現道合わせ
津山市	3・6・津14	かみがわらおばらせん 上河原小原線	440	11.0							
津山市	3・4・津13	いちのみやのべせん 一宮野辺線	1,330	16.0		3・4・津13	いちのみやのべせん 一宮野辺線	870	16.0	2車	一部区間の廃止(460m)

【第5号議案】 岡山県南広域都市計画道路の変更について



路線名	新路線名	見直し内容
いわたしもちせん 岩田下市線	いわたしもちせん 岩田下市線	一部区間の現道合わせ(400m)
まやしもちせん 馬屋下市線	—	全線廃止(2,560m)

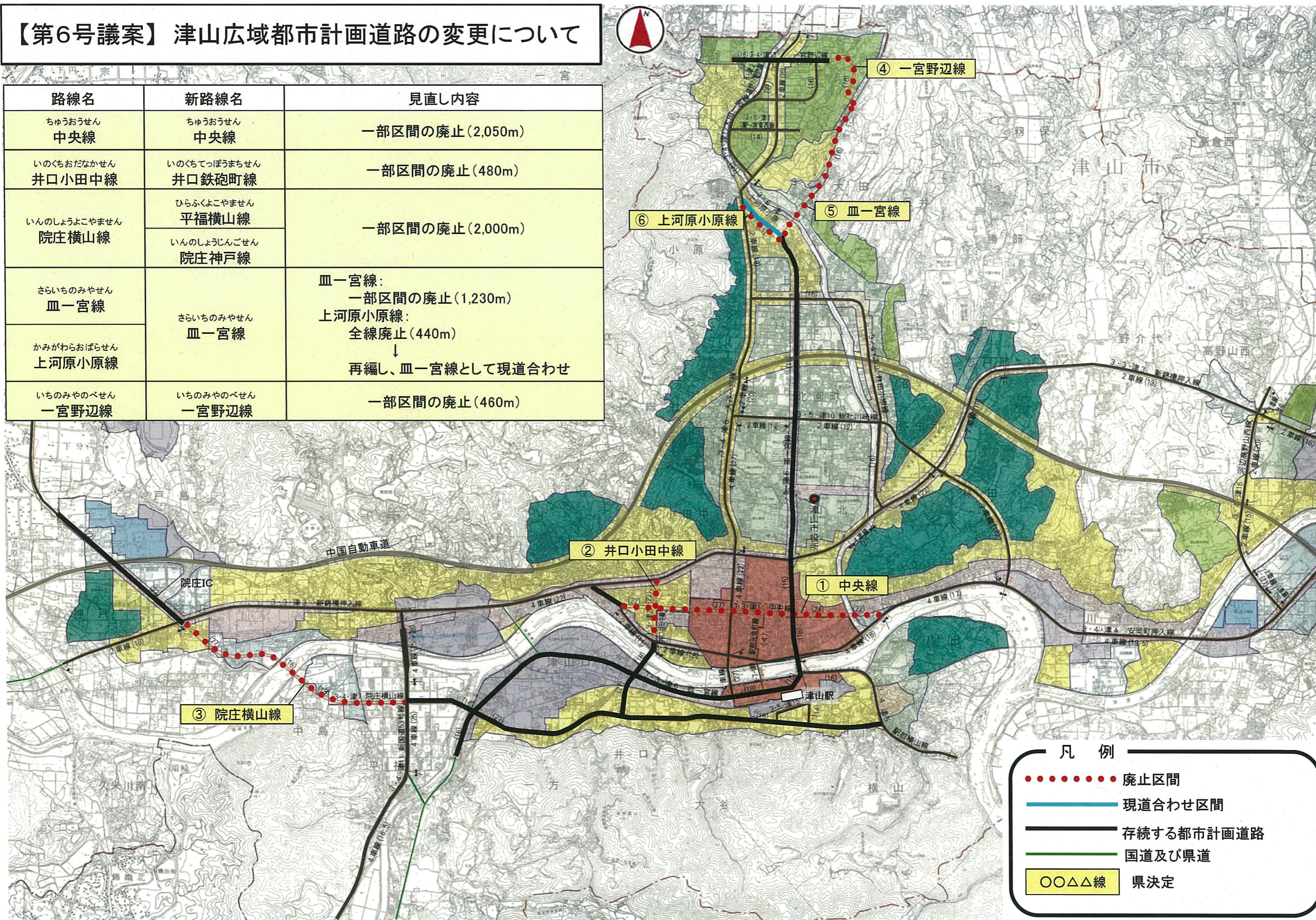


凡例

- 廃止区間
- 現道合わせ区間
- 存続する都市計画道路
- 国道及び県道
- △△線 県決定
- △△線 市決定

【第6号議案】津山広域都市計画道路の変更について

路線名	新路線名	見直し内容
ちゅうおうせん 中央線	ちゅうおうせん 中央線	一部区間の廃止(2,050m)
いのちおだなかせん 井口小田中線	いのちてつぼうましせん 井口鉄砲町線	一部区間の廃止(480m)
いのしょうよこやましせん 院庄横山線	ひらふくよこやましせん 平福横山線	一部区間の廃止(2,000m)
	いのしょうじんごせん 院庄神戸線	
さらいちのみやせん 皿一宮線	さらいちのみやせん 皿一宮線	皿一宮線: 一部区間の廃止(1,230m)
かみがわらおばらせん 上河原小原線		上河原小原線: 全線廃止(440m) ↓ 再編し、皿一宮線として現道合わせ
いちのみやのべせん 一宮野辺線	いちのみやのべせん 一宮野辺線	一部区間の廃止(460m)



【第7号議案】 笠岡都市計画道路の変更について



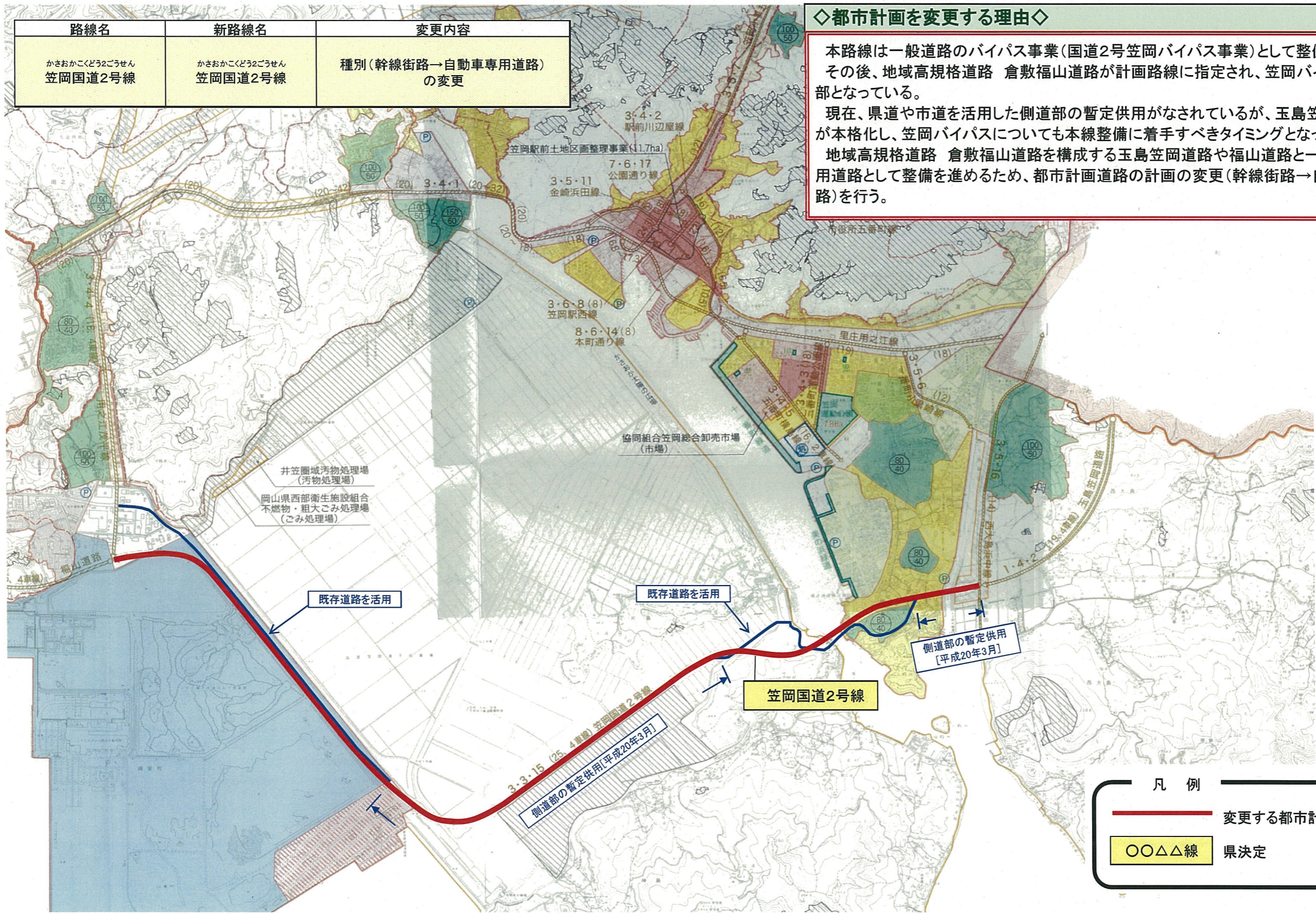
路線名	新路線名	変更内容
かさおかこくどう2ごうせん 笠岡国道2号線	かさおかこくどう2ごうせん 笠岡国道2号線	種別(幹線街路→自動車専用道路) の変更

◇都市計画を変更する理由◇

本路線は一般道路のバイパス事業(国道2号笠岡バイパス事業)として整備に着手された。その後、地域高規格道路 倉敷福山道路が計画路線に指定され、笠岡バイパスもその一部となっている。

現在、県道や市道を活用した側道部の暫定供用がなされているが、玉島笠岡道路の整備が本格化し、笠岡バイパスについても本線整備に着手すべきタイミングとなっている。

地域高規格道路 倉敷福山道路を構成する玉島笠岡道路や福山道路と一連の自動車専用道路として整備を進めるため、都市計画道路の計画の変更(幹線街路→自動車専用道路)を行う。



凡例

- 変更する都市計画道路
- 〇〇△△線 県決定

都市計画の変更手続き

第1号議案～第4号議案
真庭都市計画区域への変更に伴う名称の変更

名称だけを変更する場合は、
・都市計画の案の縦覧
・国土交通大臣協議
は不要。

また、各都市施設の位置、規模及び構造等の変更は無いことから、公聴会の実施や道路管理者に対する協議は不要。

真庭市へ意見照会

都市計画決定

第5号議案 岡山県南広域都市計画道路の変更
第6号議案 津山広域都市計画道路の変更

原案の縦覧(平成23年9月30日～10月14日)

	縦覧場所			合計
	県庁	赤磐市	津山市	
岡山県南広域都市計画道路の変更	1人	1人	-	2人
津山広域都市計画道路の変更	1人	-	1人	2人

意見書の提出 なし

公聴会 (※意見書の提出がなかったため中止)

津山市,赤磐市へ意見照会

道路管理者へ協議

案の縦覧(平成24年1月13日～27日)

	縦覧場所			合計
	県庁	赤磐市	津山市	
岡山県南広域都市計画道路の変更	0人	2人	-	2人
津山広域都市計画道路の変更	0人	-	0人	0人

意見書の提出 なし

岡山県都市計画審議会 (平成24年2月15日)

国土交通大臣協議・同意 (対象路線のみ)

都市計画決定

第7号議案 笠岡都市計画道路の変更

案の縦覧(平成23年10月11日～25日)

	縦覧場所		合計
	県庁	笠岡市	
笠岡都市計画道路の変更	1人	0人	1人

意見書の提出 なし

公聴会 (※意見書の提出がなかったため中止)

笠岡市へ意見照会

道路管理者へ協議

案の縦覧(平成24年1月13日～27日)

	縦覧場所		合計
	県庁	笠岡市	
笠岡都市計画道路の変更	0人	0人	0人

意見書の提出 なし

国土交通大臣協議・同意

都市計画決定